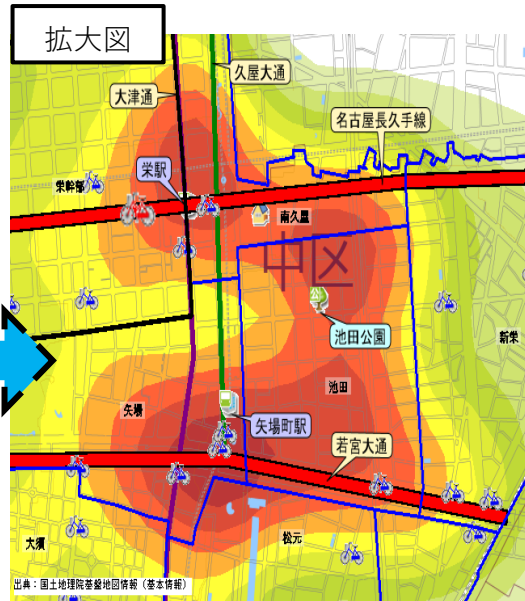
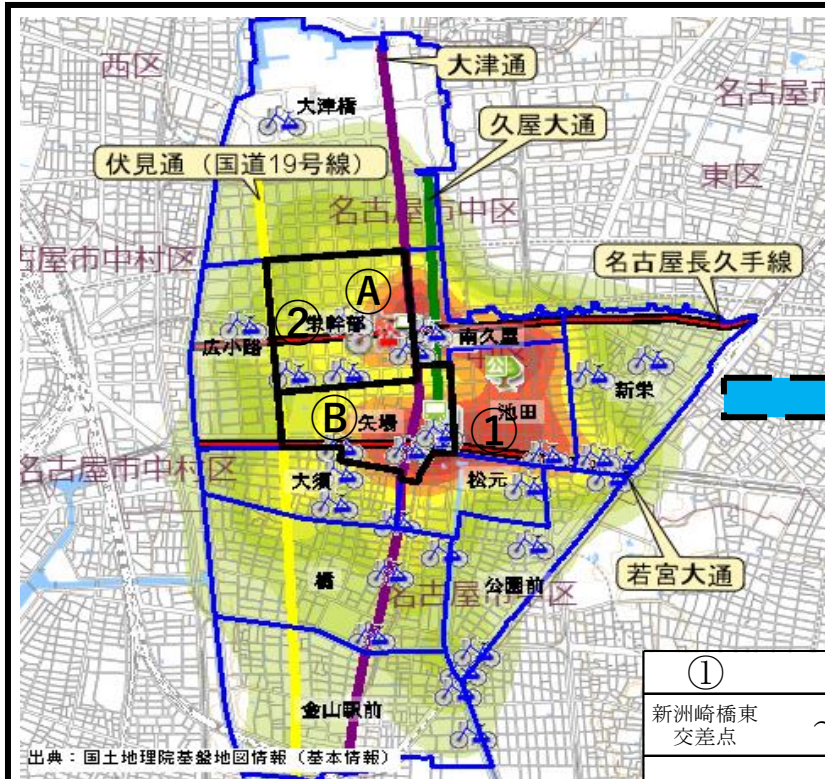


令和6年自転車指導啓発重点地区及び路線

中警察署



自転車に乗られる方は以下の点に注意して運転しましょう。

- ・携帯電話を使用したまま自転車で走行する「ながらスマホ」はしない！
- ・「止まれ」のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では徐行して安全確認をしましょう。
- ・自転車乗車時は、自分の身を守るためにもヘルメットを着用しましょう！

自転車事故件数			
区分	R3.1 ~R5.10	中警察署 管内	
		重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	736	29	1

凡例

- 自転車事故密度分布
低 (yellow) 高 (red)
- 自転車指導啓発重点地区
- 自転車指導啓発重点路線
- 重傷事故発生場所
- 死亡事故発生場所

①	市道矢場町線 (若宮大通)
新洲崎橋東 交差点	千早 交差点 2,700 m
選定理由	
歩道の幅員が広く自転車の歩道通行が可能であり、自転車を通勤・通学に利用する方や自転車配達員の往来が集中する路線で、交通事故が多発しているため。	
②	県道名古屋長久手線 (広小路通)
納屋橋東 交差点	千郷町 交差点 3,400 m
選定理由	
歩道の幅員が広く自転車の歩道通行が可能であり、自転車を通勤・通学に利用する方や自転車配達員の往来が集中する路線で、交通事故が多発しているため。	

A	【重点地区】
栄幹部交番管内	
選定理由	
デパート等商業施設が多数あることから様々な世代の方が往来するため、自転車利用者の交通事故が集中して発生しており、指導啓発や広報啓発活動を重点的に実施していく必要がある。	
B	【重点地区】
矢場交番管内	
選定理由	
デパート等商業施設が多数あることから様々な世代の方が往来するため、自転車利用者の交通事故が集中して発生しており、指導啓発や広報啓発活動を重点的に実施していく必要がある。	